

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本県の歴史、文化及び豊かな自然環境に対する理解及び関心を深めるための施設を一般公衆の利用に供することにより、観光及び地域の振興に寄与するため、沖縄県国営沖縄記念公園内施設を設置する。

(施設の名称及び位置)

第2条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設を構成する施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
首里城地区内施設（復原された正殿その他これに関連する施設をいう。以下同じ。）	那覇市首里当蔵町3丁目
海洋博覧会地区内施設（水族館並びに海獣その他の動物を飼育し、及び展示する施設をいう。以下同じ。）	本部町字石川及び字備瀬

(沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理)

第3条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第10条の規定による入場料の収受に関する業務、第11条の規定による入場料の減免に関する業務、第12条ただし書の規定による入場料の返還に関する業務その他の入場料の収受に関する業務

(3) 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

（指定管理者の指定等の告示）

第7条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

（休場日）

第8条 首里城地区内施設の休場日は、7月の第1水曜日及びその翌日とする。

2 海洋博覧会地区内施設の休場日は、12月の第1水曜日及びその翌日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場することができる。

(開場時間)

第9条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の開場時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開場時間を臨時に変更することができる。

(入場料)

第10条 別表第2に定める施設に入場しようとする者は、入場料を指定管理者に納めなければならない。

2 入場料は、別表第2に定める額を限度として、指定管理者が定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、1年間を通して別表第3に定める施設に入場しようとする場合の入場料は、同表に定める額を限度として、指定管理者が定めるものとする。

4 指定管理者は、前2項の規定により、入場料を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。入場料を変更しようとするときも、同様とする。

5 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

6 入場料は、指定管理者の収入とする。

(入場料の減免)

第11条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるとき、入場料を減額し、又は免除することができる。

(入場料の返還)

第12条 既納の入場料は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の施設への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(損害の賠償等)

第14条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の施設に入場する者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があるとき、賠償額を減額し、又は

免除することができる。

(事業報告書の提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

別表第1 (第9条関係)

施設		期間	開場時間
首里城地区内施設		4月1日から6月30日まで 及び10月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後7時まで
		7月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後8時まで
		12月1日から翌年3月31日まで	午前8時30分から午後6時まで
海洋博覧会地区内施設	水族館	3月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後8時まで
		10月1日から翌年2月末日まで	午前8時30分から午後6時30分まで
	海獣その他の動	3月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後7時

物を飼育し、及び展示する施設		まで
	10月1日から翌年2月末日まで	午前8時30分から午後5時30分まで

別表第2（第10条関係）

区分		入場料（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
首里城地区内施設	一般	820円	660円
	高校生	620円	490円
	中学生及び小学生	310円	250円
海洋博覧会地区内施設 （水族館に限る。）	一般	1,850円	1,480円
	高校生	1,230円	980円
	中学生及び小学生	610円	490円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で入場する場合をいう。

別表第3（第10条関係）

区分		入場料（1人につき）
首里城地区内施設	一般	1,640円
	高校生	1,240円

	中学生及び小学生	620円
海洋博覧会地区内施設 (水族館に限る。)	一般	3,700円
	高校生	2,460円
	中学生及び小学生	1,220円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

平成30年6月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

本県の歴史、文化及び豊かな自然環境に対する理解及び関心を深めるための施設を一般公衆の利用に供することにより、観光及び地域の振興に寄与するため、沖縄県国営沖縄記念公園内施設を設置する。

これが、この条例案を提出する理由である。